

西宮浜総合公園・御前浜公園
指定管理者募集要項

令和4年5月

西宮市土木局公園緑化部公園緑地課
花と緑の課

目 次

【募集要項】

1. 指定管理者選定の目的	4
2. 公園の概要	4
3. 本公園の目指す姿	5
4. 指定管理者が実施する業務	6
5. 募集に際しての基本条件	6
6. 質疑の受付	9
7. 仕様書・応募様式の配布	9
8. 応募に当たっての提出書類	10
9. 提案期間、提出方法、提出先	10
10. 指定候補者の選定について	11
11. 指定管理者の指定（決定）	11
12. 基本協定の締結	12
13. 実績評価等の実施（モニタリング）	12
14. その他	12
15. 募集スケジュール	13
16. 問合せ先	13

【募集要項別紙】

別紙1	：西宮浜総合公園及び御前浜公園 基本計画
別紙2	：西宮浜総合公園・御前浜公園 指定管理者管理運営業務仕様書
別紙3	：西宮浜総合公園デイキャンプ広場管理運営業務特記仕様書
別紙4	：西宮浜総合公園・御前浜公園 公園駐車場管理運営業務特記仕様書
別紙5	：西宮浜総合公園・御前浜公園標準仕様書 ①公園植栽管理業務仕様書 ②樹木害虫防除作業仕様書 ③公園遊戯施設安全点検調査業務仕様書 ④御前浜公園常駐警備等業務仕様書 ⑤御前浜公園夜間花火禁止巡回啓発業務仕様書 ⑥御前浜公園清掃及び塵芥収集業務仕様書
別紙6	：西宮浜総合公園・御前浜公園施設調書 調書1 公園施設一覧表 調書2 植栽管理数量一覧表 調書3 参考図面集
別紙7	：市民活動団体について
別紙8	：リスク分担表
別紙9	：評価項目・配点
別紙10	：公園使用料の考え方
別紙11	：西宮浜総合公園・御前浜公園 指定管理者基本協定書（案）

- 別紙 1 2 : 管理区域図
- 別紙 1 3 : 西宮市公園緑地課 防犯カメラ等運用基準
- 別紙 1 4 : 御前浜公園自然環境保全管理マニュアル
- 別紙 1 5 : 多目的人工芝グラウンドの利用実績と取扱い等

【募集要項様式集】

- 様式 1 : 西宮市都市公園指定管理者指定申請書
- 様式 2 : 西宮浜総合公園・御前浜公園の管理に関する事業計画書
- 様式 3-1 : 西宮浜総合公園・御前浜公園指定管理料年度別表
- 様式 3-2 : 西宮浜総合公園・御前浜公園の管理に係る収支計画書
- 様式 4-1 : デイキャンプ広場収支計画書
- 様式 4-2 : 公園活性化イベント収支計画書
- 様式 4-3 : その他自主事業収支計画書
- 様式 5 : 公園駐車場事業計画書・収支計画書
- 様式 6 : 共同事業体構成表 ※必要な場合のみ
- 様式 7-1 : 指定管理者応募資格誓約書
- 様式 7-2 : 誓約書 ※暴力団排除に関する誓約書
- 様式 8 : 質問書

【本要項内の用語説明】

○行為許可

西宮市都市公園条例第3条の規定に基づき、都市公園内で制限されている行為について、行為の許可及び使用料の徴収及び還付、減免に関する事務を行う。使用料が発生する場合は事前に市と協議すること。

＜行為許可対象の種類＞

- ・ イベント開催などに付随する物販や飲食販売等
- ・ 業として動画又は静止画の撮影
- ・ 入場料を徴して行われるイベント等
- ・ 営利活動を伴うイベント（イベント全体の公園使用料）

○公園施設設置許可

都市公園法第5条の規定に基づき、公園管理者（西宮市）以外の者が自ら公園施設を設置し、管理運営を行うことについて公園管理者が許可すること。許可に伴い、公園管理者へ使用料の納付が必要となる。なお、この許可は行政行為の1つであり、民法の特別法である借地借家法は適用されない。

※具体例

- ・ 自動販売機や清掃用具庫、収益施設の設置など

○公園施設管理許可

都市公園法第5条の規定に基づき、公園管理者（西宮市）以外の者が公園施設の管理運営を行うことについて公園管理者が許可すること。許可に伴い、公園管理者へ使用料の納付が必要となる。なお、この許可は行政行為の1つであり、民法の特別法である借地借家法は適用されない。

※具体例

- ・ 公園駐車場の管理

○占用許可

都市公園法第6条の規定に基づき、都市公園内で公園施設以外の工作物又は施設を設けて都市公園を占有することについて、公園管理者（西宮市）が許可をすること。許可に伴い、公園管理者へ使用料の納付が必要となる。

※主な許可対象の種類

- ・ 電柱、電線、変圧塔その他これらに類するもの
- ・ 水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの
- ・ 競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物など

1. 指定管理者選定の目的

西宮市が公の施設として設置する西宮浜総合公園と御前浜公園（以下、「本公園」という。）について、令和5年3月に公園整備が完了することから、公園の設置目的を最大限発揮し、かつ、最も効率的な運用が図れるよう、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び西宮市都市公園条例（昭和32年6月27日西宮市条例第17号）第20条の規定により指定管理者に施設の管理を行わせることとする。

指定管理者の指定に当たっては、西宮市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年西宮市条例第4号）第2条の規定により広く事業者を公募し、管理運営について創意工夫のある提案を募集する。

2. 公園の概要

(1) 基本情報

	西宮浜総合公園	御前浜公園
所在地	西宮浜3丁目	西波止町地先
開設告示日	2008年（平成20年）3月31日	2017年（平成29年）3月31日
面積	102,193㎡ ※令和5年3月31日告示予定面積	63,025㎡
公園種別	総合公園	地区公園
現在の管理状況	多目的人工芝グラウンド、南駐車場 …指定管理者 ----- 上記以外…西宮市直営	公園全域…西宮市直営

(2) 各公園の概要

1) 西宮浜総合公園

エリア名称	面積	備考
多目的レクリエーションゾーン	11,300㎡	北多目的広場
にぎわい創出ゾーン	9,400㎡	デイキャンプ広場 自主事業提案広場
スポーツレクリエーションゾーン	24,830㎡	スポーツ広場（スケートボード広場他2施設） 公園センター 多目的人工芝グラウンド スポーツ施設管理事務所
子供の遊び場ゾーン	9,200㎡	大型複合遊具 （みやっこキッズダム）
市民の森	9,900㎡	
エントランス		

西宮浜総合公園北駐車場	4, 312 m ²	
西宮浜総合公園南駐車場	4, 530 m ²	

2) 御前浜公園

エリア名称	面積	備考
砂浜の小径	3, 500 m ²	
歴史保全ゾーン	620 m ²	史跡 西宮砲台
海浜保全ゾーン	56, 000 m ²	
エントランス		
御前浜公園駐車場	2, 438 m ²	

3) 公園内にある施設の種別ごとの施設内容

詳細は、施設平面図および植栽平面図を参照すること。

- 園路広場・・・アスファルト舗装、インターロッキング舗装、広場等
- 修景施設・・・植栽、景石
- 休養施設・・・ベンチ、パーゴラ等
- 遊戯施設・・・大型複合遊具、幼児用遊具、健康遊具等
- 運動施設・・・多目的人工芝グラウンド
- 便益施設・・・便所、水飲み、駐車場等
- 管理施設・・・管理事務所、公園灯、スプリンクラー、フェンス等

(3) ネーミングライツ・パートナーの応募について

本指定管理者の公募とは別に、西宮浜総合公園内でネーミングライツ・パートナーを募集している。本指定管理者応募者もこの募集に応募することは可能であるが、ネーミングライツ・パートナーについては、ネーミングライツ・パートナー、指定管理者及び西宮市の三者間でその都度協議を行い決定する。

※詳細は、西宮市ホームページ「西宮浜総合公園ネーミングライツ・パートナーの募集について」(ページ番号：85227536)に掲載。

3. 本公園の目指す姿

本市では「西宮浜総合公園及び御前浜公園基本計画」を策定し、以下のとおり基本理念を定めている。

(1) 西宮浜総合公園・御前浜公園共通

1) 海のプロムナード公園

南部地域と西宮浜臨海地域を繋ぐ緑の拠点として、多様で特色のある景観資源を活かしたプロムナード(遊歩道)空間を創出し、西宮市の大規模な緑地軸及び海・川・山を繋ぐ「緑のプロムナード」の形成に資する場とする。

2) 安全・安心の公園

安全で誰もが安心して利用できる場とする。また、避難地の役割を果たすものとする。

3) 市民協働の公園

市民活動が活発に展開され、市民とともに公園づくりを行う場とする。

(2) 西宮浜総合公園

スポーツやその他公園が持つレクリエーション機能を発揮して、にぎわいを生み、市民に多様な楽しみを提供する場とする。

(3) 御前浜公園

貴重な砂浜や生態系、史跡など固有の海浜資源を保全しつつ、市民が海辺で憩い、自然と触れ合える場とする。

4. 指定管理者が実施する業務

指定管理者は「別紙2～5」に示す各種業務の仕様書や関連法令等に基づき、業務を行うこととする。

＜主な業務（西宮市都市公園条例第20条の2に規定する業務）＞

- ・西宮市都市公園条例第3条第1項又は第3項に規定する都市公園における行為の許可に関する事務
- ・西宮市都市公園条例第8条第1項に規定する有料公園施設等の利用の許可に係る申請の受理及び許可書の交付に関する事務
- ・西宮市都市公園条例第8条の3に規定する有料公園施設等の利用の制限に関する事務
- ・西宮市都市公園条例第14条第1項に規定する行為の許可に係る使用料及び有料公園施設の使用料の徴収に関する事務
- ・西宮市都市公園条例第16条に規定する行為の許可に係る使用料及び有料公園施設（公園駐車場を除く。）の使用料の還付及び減免に関する事務
- ・都市公園の施設及び設備の維持管理
- ・その他都市公園設置の目的を達成するため市長が必要と認める業務

5. 募集に際しての基本条件

(1) 応募資格

指定管理者に応募することができる者は、法人その他の団体（以下「団体」という。）とし、個人での応募は認めない。

また、団体が次のいずれかに該当する場合は、応募することができない。

応募後に該当することとなった場合や、将来該当する可能性が高い場合は、選定・指定しない場合や選定・指定を取り消す場合がある。

- 1) 宗教活動又は政治活動を主たる目的としているもの
- 2) 国税又は地方税を滞納しているもの
- 3) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に相当するもの（指定管理者として指定を受け、若しくは協定を締結する能力を有しないもの又は破産者で復権を得ないもの）
- 4) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により、西宮市における一般競争入札の参加を制限されているもの
- 5) 西宮市の市議会議員が地方自治法第92条の2に規定する役員等に相当するもの
（西宮市の市議会議員が当該団体の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人又は精算人）
- 6) 西宮市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員若しくは同条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当するもの
- 7) 本募集への申請時において都市公園の指定管理者としての管理実績が3年未満のもの

※複数の法人等による応募

本公園の管理業務を効果的かつ効率的に行うために必要な場合は、複数の団体等（以下「グループ」という。）が共同して応募することができる。この場合においては、次に掲げる事項に留意するものとする。

- ・グループの構成団体を明確にし、グループの名称及びグループ内の代表団体を定めていること。
- ・構成団体全てが上記1)～6)に該当しないこと。
上記7)については、代表団体が要件を満たすこと。運営実績は代表団体又は構成団体いずれの場合も対象とする。
- ・単独で応募した法人等は、グループの構成団体として応募することができない。
- ・複数のグループにおいて、同時に構成団体となることはできない。
- ・特に理由があると認められる場合を除き、応募後に団体の構成員を変更することはできない。

(2) 指定管理の期間

指定管理の期間は令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間とする。

ただし、指定管理の期間は市議会の議決内容であることから、指定の議決（令和4年12月予定）を経て、指定管理者として指定を受けた段階で、指定管理の期間が確定するものである。

※指定の期間中であっても、地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消すことがある。

(3) 事業計画、収支計画の策定

以下の収入をもとに、実現可能性のある事業計画、収支計画を策定すること。また、指定管理者は、自主事業を積極的に行い、収入の確保に努めること。なお、西宮市からは原則として、下記（4）で規定する負担額以外に収入の補填は行わない。

指定管理者収入

= 「西宮市からの指定管理料」 + 「自主事業収入（必須）」 + 「自主事業収入（任意）」
+ 「駐車場料金収入」 + 「その他収入」

※指定管理者は別途補助金や協賛金等を確保し、収入として加えることができる（「その他収入」に計上）。

※「自主事業」及び「駐車場運営管理」の収支は、別途作成する事業計画書・収支計画書において明らかにすること。

(4) 指定管理料

西宮市は、指定管理業務に要する経費について、予算の範囲内で次のとおり負担し、支払うこととする。

1) 負担の対象となる経費は次のとおりとし、負担額は、指定管理者の候補となった者（以下「指定候補者」という。）の事業計画、収支予算等を基に、西宮市と指定候補者又は指定管理者が協議して決定する。

ア. 人件費

イ. 消耗品費

ウ. 保守点検・維持管理経費（第三者委託に係るものを含む）

エ. 修繕費（施設・設備・備品等に係るものを含む）

オ. 通信運搬費（施設の電話回線使用料等含む）

カ. モニタリングに係る利用者アンケート等に関する経費

なお、指定管理業務に要する経費の予算について、本市では下記の金額を指定管理料の参考価格として積算している。

参考価格

年度	指定管理料（税込）
令和5年度	80,405千円
令和6年度	80,405千円
令和7年度	80,405千円
令和8年度	80,405千円
令和9年度	80,405千円

※参考価格における修繕費は3,000千円/年として積算している。

※指定管理業務に係る光熱水費は西宮市が各事業者に対して直接支払うため、指定管理料に含めていない。

※備品については、指定管理者との協議に基づき、原則予算の範囲内で西宮市が購入し貸与するが、指定管理者が指定管理料により購入することを妨げない。この場合、事前に西宮市と協議することとするが、緊急を要する場合は事後報告も可とする。

また、指定管理期間中、当該備品を適正に管理し、指定期間終了時又は指定取消等の場合、当該備品は西宮市に帰属することとする。

※修繕等の実施により生じた財産・利益は、西宮市に帰属することとする。

※インターネット環境及び接続端末（パソコン等）は、各自で用意すること。なお、スポーツ施設予約システム端末（スポーツネットにしのみや）、キャッシュレス決済端末（タブレット）は、西宮市から貸与する。

※第三者委託にかかるものを含め、経費（指定管理にかかる支出）の明細を公表することがある。

2) 経費の支払は、会計年度（4月1日から翌年の3月31日まで）を基準として四半期ごとに行うものとし、支払いの時期、方法については、別途基本協定で定めること。

3) 西宮市が支払う経費は、本指定管理業務専用の口座で管理すること。

4) 指定管理業務として徴収する、多目的人工芝グラウンド及び人工芝広場の使用料・器具使用料・夜間照明使用料、公園内行為許可使用料は、西宮市の歳入として取り扱うので、指定管理者の経費に充てることはできない。

5) 指定期間中に、自然災害等の発生、その他やむを得ない事由により当初合意された業務計画を変更し、指定管理料を見直す必要があると認められる場合は、西宮市と指定管理者が協議のうえ、これを変更できるものとする。

また、事業の縮小、業務の不履行、指定の取消し等があった場合は、西宮市は指定管理料の全部又は一部を返還させるものとする。

(5) 指定管理者と西宮市の責任分担

1) リスク分担

「別紙8」のとおり。

2) 損害賠償と保険加入

指定管理者は業務の実施に関し、その責めに帰すべき事由により西宮市または第三者に損害を与えた場合は、損害を賠償しなければならない。また、損害を受けた第三者の求めに応じ西宮市が損害を賠償したときは、指定管理者は西宮市に対して求償権を有するものとする。

指定管理者は、業務の実施に関し、施設管理上の瑕疵又は業務上の過失が原因となって第三者に損害を与えた場合に対応するため、西宮市が加入している全国市長会市民総合賠償補償保険と同等

以上の賠償保険に加入するものとする。ただし、同保険の指定管理者に関する追加条項によって、指定管理者が被保険者とみなされる場合はこの限りではない。

<参考>全国市長会市民総合賠償補償保険

- ア 身体賠償 1名につき1億円、1事故につき10億円
- イ 財物賠償 1事故につき2,000万円
- ウ 免責金額 なし

(6) 組織体制

本公園の管理組織は、次の基準を満たす職員を配置するものとする、職員の名簿を指定管理業務開始前に西宮市に提出すること。また、職員の異動等（退職・免職）があった場合は随時名簿を更新し、提出すること。

1) 総括責任者（所長）

本公園における管理業務や対外業務、指揮監督等の全体業務を統括する能力を備え、公園全体の経営や管理運営について総合的なマネジメントを行う常勤職員である総括責任者を1名配置すること。

2) 副総括責任者（副所長）

総括責任者の職務代理者として、総括責任者不在時（出張、休暇など）等には、本公園の指定管理業務全体を統括する常勤職員を少なくとも1名配置すること。

3) その他職員

上記の他、指定管理業務に必要な人員を適宜配置すること。

6. 質疑の受付

提出書類の作成に当たっての疑義がある場合、次のとおり質疑を受け付ける。

(1) 質疑ができる者

指定管理者の応募資格を満たしている者

(2) 質疑の提出方法（様式8）

「様式8」に質疑の要旨を簡潔に記入し、「16. 問合せ先」に記載のE-mailアドレス宛に提出すること。送信後、電話での到達確認をすること。

(3) 受付期間

令和4年5月25日（水）から令和4年7月15日（金）までの午前9時から午後5時30分まで

(4) 質疑に対する回答

質疑及び質疑に対する回答内容については、随時西宮市ホームページで公表。

(5) 現地見学

施設の現地見学は、原則自由とする。（市主催の見学会は開催予定無し）

7. 仕様書・応募様式の配布

(1) 配布期間

令和4年5月25日（水）から令和4年8月1日（月）まで

(2) 配布方法

「別紙1～16」「様式1～8」をまとめたCD-Rを西宮市役所第二庁舎9階公園緑地課（〒66

2-8567 西宮市六湛寺町8番28号)で配布。事前に公園緑地課(0798-35-3611)まで連絡すること。CD-Rは1事業者1枚までとする。なお、CD-R受取時に事業者名(団体名)・所在地、電話番号、担当者名、メールアドレスを記入すること。

8. 応募に当たっての提出書類

- (1) 西宮市都市公園指定管理者指定申請書(様式1)
- (2) 団体の定款、寄附行為、規約、組合契約書など応募者の基本情報を定めた規定。
- (3) 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書及び印鑑証明書並びに納税証明書(国税については納税証明書(その3)等未納の税額がないことが分かるもの、地方税については所在地の都道府県民税及び市町村税のもの並びに兵庫県民税及び西宮市税のもの)(いずれも申請日前3か月以内に発行されたもの)
- (4) 法人以外の団体で、個人のみで構成される団体にあっては、代表者の住民票の写し及び印鑑証明書並びに納税証明書(国税については納税証明書(その3)等未納の税額がないことが分かるもの、地方税については住所及び事業所所在地の都道府県民税並びに市町村税のもの)(いずれも申請日前3か月以内に発行されたもの)
- (5) 法人以外の団体で、構成員に法人を含む団体にあっては、各法人構成員の(2)、(3)、(6)の書類及び各個人構成員の(4)に示す住民票の写し等の書類
- (6) 団体の概要(様式は任意とするが、①沿革、②事業概要、③代表者及び役員の構成及び氏名、④事業実績、⑤直近3事業年度の経営・財務の状況[貸借対照表・損益計算書・利益処分計算書等])を示したもの
- (7) 西宮浜総合公園・御前浜公園の管理に関する事業計画書(様式2)
- (8) 西宮浜総合公園・御前浜公園指定管理料年度別表(様式3-1)
西宮浜総合公園・御前浜公園の管理に係る収支計画書(様式3-2)
- (9) デイキャンプ広場収支計画書(様式4-1)
- (10) 公園活性化イベント収支計画書(様式4-2)
- (11) その他自主事業収支計画書(様式4-3)
- (12) 公園駐車場事業計画書・収支計画書(様式5)
- (13) 共同事業体構成表(様式6) ※グループによる応募のみ
- (14) 指定管理者応募資格誓約書(様式7-1)
誓約書(様式7-2) ※暴力団排除に関する誓約書

9. 提案期間、提出方法、提出先

- (1) 応募書類の提出期間
令和4年6月24日(金)から令和4年8月1日(月)の正午まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く)。午前9時から午後5時30分まで(正午から午後1時までを除く)。
- (2) 応募書類の提出方法
持参に限る。
- (3) 提出部数
 - ・原本1部と写し10部
 - ※A4版、同色ファイル綴じとし、背表紙に「団体名」を記載し、「上記8」に記載の順番に並べて、目次・インデックスを付けること
 - ・CD-R等の光学ディスク(電子記録媒体)1部

(4) 提出先

〒662-8567

兵庫県西宮市六湛寺町8番28号 西宮市役所第二庁舎9階
西宮市 土木局 公園緑化部 公園緑地課

10. 指定候補者の選定について

(1) 選定方法

1) 資格審査

申請書等の提出後、当該申請者の応募資格について審査を行うこととする。

2) 選定委員会

応募資格を有すると認められた申請者のうち、選考基準に照らし、最も適当と認められる団体を指定候補者として選定する。なお、指定候補者の選定に当たっては、選定を公平かつ適正に行う観点から、別に設置する選定委員会の審査を経ることとする。

3) その他

①資格審査又は選定に当たり、申請者に対してヒアリングを行い、又は新たな書類の提出を求めることがある。

②選定に当たり、申請者によるプレゼンテーションを実施する予定。なお、プレゼンテーションの日程は別途通知する。

※応募団体が多数の場合は、プレゼンテーション前に書類審査を行い、結果を通知する。

③審査の結果、適当と認められる団体がいない場合は、該当者なしとする場合あり。

(2) 選定の基準

次の基準に基づき、公平かつ適正に審査し、選考する。

1) 事業計画書による施設の運営が、市民の利用に関し不当に差別的取扱いが行われるおそれがないこと。

2) 事業計画書の内容が施設の効用を最大限に発揮させるとともに、効率的な管理が図られるものであること。

3) 事業計画書による管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。

4) 施設において、指定管理者のもとで働く職員の雇用関係や待遇等の労働条件等が適切であること。

5) 指定施設の設置の目的を達成するために十分な能力を有しているものであること。

6) 具体的な評価項目と配点は「別紙9」の通りとする

(3) 選定結果の通知

指定候補者の選定後、その結果を速やかに文書で通知する。なお、応募団体が多数の場合は、プレゼンテーション審査の前に書類審査の結果を通知する。

11. 指定管理者の指定（決定）

指定候補者は、議会の議決（令和4年12月予定）を経て、指定管理者として指定する。

1 2. 基本協定の締結

指定管理者と西宮市は協議を行い、管理運営の基本的事項を定めた基本協定を締結する。基本協定の内容は、「別紙1 1」を基本とする。

1 3. 実績評価等の実施（モニタリング）

指定管理者の業務の履行状況等について確認するため、毎年度モニタリング評価を実施。具体的な手段等については、西宮市と指定管理者とで協議して決定する。モニタリングに当たって、利用者アンケートの実施、西宮市の労働実態調査への協力、決算書類の必要書類の提出等が必要となる。

その他、内部監査等により指定管理者の業務について協議する場合がある。

1 4. その他

(1) 指定の取消し等

指定管理者が履行した内容が、西宮市が求める水準を著しく下回ったとき、又は社会的信用を失う等指定管理者の責めに帰すべき事由により、当該指定管理者による管理を継続することが適切でないと認めるときは、その指定を取消すことがある。この場合、指定管理者の損害に対して市は賠償しないこととする。また、取消しに伴い西宮市に生じた損害について、当該指定管理者は賠償しなければならない。

(2) 業務の引継ぎについて

1) 指定管理業務の開始に当たっての引継ぎ

指定管理者は、業務開始までの期間、業務内容等について、西宮市や現行の指定管理者から引継ぎを受けること。なお、引継ぎに係る人件費等の経費は、指定管理者に指定された団体の負担とする。

2) 指定期間終了時の引継ぎ

指定管理者は、指定期間が終了するに当たって、新たな指定管理者が指定された場合は、円滑な引継ぎに協力するとともに、必要なデータ等について提供することとする。なお、引継ぎに係る人件費等の経費は、指定管理者に指定された団体の負担とする。

3) 記録等の作成および保存

①管理運営ならびに経理状況に関する帳簿類は常に整理し、西宮市からこれらに関する報告や実施調査を求められた場合には、速やかに西宮市担当者の指示に従い、誠実に対応すること。

②帳簿類や指定管理者が作成する維持管理業務（作成状況等）の記録類および作業写真は5年間保存し、西宮市から請求のあった際は、速やかに提示できるようにすること。（指定期間終了時には西宮市へ引き継ぐこと）

(3) その他

1) 提出された書類等は、一切返却しない。

2) 提出された書類の内容を変更することはできない（軽微な誤記の訂正を除く）

3) 提出された書類等に虚偽の記載があった場合は、失格とする。

4) 提出された書類等は、西宮市情報公開条例（昭和6 1年西宮市条例第2 2号）第2条第2号に規定する公文書に該当し、公開請求の対象となる。また、応募があった事実、提出された事業計画書及び選定の結果については、同条例第2 0条の規定により公表することがある。

5) 応募に関して必要な費用は、すべて申請者の負担とする。

- 6) 応募に当たって西宮市に開示したノウハウ等に関しては、申請者が指定管理者となった後に西宮市が当該ノウハウ等の提供を受ける場合を除き、一切対価等を支払わないこととする。
- 7) 施設の指定管理者としての事業は、西宮市の事業所税の賦課対象となる場合がある。詳しくは西宮市財務局税務部資産税課（市役所本庁舎2階 電話0798-35-3269）で確認すること。

15. 募集スケジュール

募集要項の配布	令和4年5月25日（水）から令和4年8月1日（月）まで
質疑の受付	令和4年5月25日（水）から令和4年7月15日（金）まで
質疑回答	令和4年5月25日（水）から随時ホームページ上で公開予定
応募書類提出	令和4年6月24日（金）から令和4年8月1日（月）まで
選定委員会による審査	令和4年8月～ ※書類審査とプレゼンテーション審査を予定。日程については、別途市から連絡を行う。
選定結果の通知	令和4年10月末頃
指定管理者の指定	令和4年12月議会
協定の締結	令和5年2月頃
業務の開始	令和5年4月1日（土）

16. 問合せ先

西宮市 土木局 公園緑化部 公園緑地課
〒662-8567 西宮市六湛寺町8番28号 西宮市役所第二庁舎9階
TEL：0798-35-3611
E-mail：vo_kouen@nishio.or.jp